滋賀県歯および口腔の健康づくりの推進に関する条例案要綱に対して 提出された意見とこれに対する考え方について

提出された意見(57件)とこれに対する考え方

ル山	提出された息兄(97件)とこれに対する考え方		
	提出された意見の概要	意見に対する考え方(案)	
1	第5の第1項の歯科医療等関係者の役割について、「良質かつ適切な歯科医療または歯科保健指導を提供するよう努めるものとする」とされていますが、国家資格である歯科衛生士と資格不要の歯科助手の医療行為について、歯科助手が歯科衛生士の業務内容まで行っている歯科医院があると聞きます。このようなことは、医療事故や感染症に繋がる危険性が高いと考えますが、実態を把握されていますか。この条例で上記の状況を是正できると考えますか。	歯科衛生士および歯科助手の職務については、関係法令に基づき、これまでも適正に行われていると考えており、今回、制定される条例の規定に基づき、引き続き適正化が図られるものと考えています。	
2 ~ 52	第5の第3項の「教育関係者の役割」および第14の「学校等におけるフッ化物洗口の普及等」について、子どもの健康を守る観点から、下記の理由により、安全性等に問題のあるフッ化物洗口を一律に学校等に導入すること、および学校等で集団で行うことに反対します。 よって、次のことを求めます。 (1) 条例案中のフッ化物洗口に関する部分を削除し、フッ化物洗口ではない方法で、歯および口腔の健康づくりの推進に取り組むように原案の変更をすること。 (2) フッ化物洗口を学校等で強制的に実施しないがある。	フッ化物洗口の実施をこの条例により義務付けているとの誤解を招かないために、第5の第3項の「教育関係者の役割」のうち、「、物児、児童、生徒等の歯および口腔の健康状態に注意し、フッ化物洗口(フッ化ナトリウム等を含む溶液を用いて口腔内を洗浄することをいう。以び口腔内を洗浄することをいう。以び口に	
	ようにし、フッ化物洗口をするか否かは個人が 選択できるようにすること。 <理由>	腔の健康づくりに資する取組の実施により」の部分を削ります。	
	(1) フッ化物洗口については、WHOでは「6歳以下は禁忌」とし、日本弁護士連合会も2011年に総理大臣等に「集団フッ素洗口・塗布の中止を求める意見書」を出している等、安全性等の観点から様々なリスクがあることが指摘されていること。	第14の「学校等におけるフッ化物 洗口の普及等」については、上記の 第5の第3項の修正に伴う修正を行 いますが、その余の部分は原案のと おりといたします。	
	(2) 安全かどうかはっきりしない薬物洗口を押し付けるより、ブラッシングをさらに指導したり、歯がなるべく酸性化しないような食事をとることによる方が手軽で何より安全な方法であり、何より歯の健康に対する意識の向上のためには有効であると考えられること。	なお、フッ化物洗口については、 啓発を今まで以上行い、その内容に ついて十分説明するよう要請いたし ます。	
	※ フッ化物洗口に関する意見は、51件ありましたが、内容がほぼ同趣旨でありましたので、1 つにまとめさせていただきました。なお、意見の一覧は、別添参考のとおりです。		

(委員長私案)

53	第14のフッ化物洗口の普及について、効果的な取組の推進という表現にとどめられなかったのでしょうか。現在、県下市町村において既にフッ化物洗口が開始されているところがありますが、全県への広がりは期待できていません。「フッ化町村への広がりは期待できると実施されていない市町村においても小学校在学中にととと理解市町村においても小学校在学中での実施は現実となっておらず、中学校時において増加していますが、フッ化とに中学校時において増加していますが、カーを中学校時までとする市町が出てこないことについて、どのように考えておられますか。	全県、中学校等におけるフッ化物 洗口の実施については、今回、制定 される条例の規定に基づき、御理解 と御協力が得られるようにいたしま す。
54	第14のフッ化物洗口について、生涯歯科保健施 策の観点からは保育所、幼稚園、小学校、中学 校、高等学校等におけるとなるのではないか。	対象となる機関のうち代表的なものを列挙しており、高等学校等については「中学校等」の「等」の中に含まれていると考えておりますことから、原案のとおりといたします。
55	第3章の歯および口腔の健康づくりの推進について、厚生労働省の「平成23年歯科疾患実態調査」より高校卒業以降の成人期~高齢期は歯科検診等の機会が不足しているために未処置歯の保有者率が急激に増加していること、そして地域でおこなわれている歯周疾患健診については受診率が極めて低率であり、成人期以降の歯科保健対策が貧弱であることから、成人期以降の施策の重要性がもう少しはっきりと明記されているべきではないか。	条例案要綱においては特に配慮することが必要な障害者、高齢者等の方について重点的に規定しようとしているものであり、原案のとおりといたします。
56	第11の配慮を必要とする障害者等の歯科保健サービス等の機会の確保等について、は今年、国連の「障害者の権利に関する条約」が批准されており、その中で配慮は「合理的配慮」と訳されています。よって、この第11も「合理的配慮を必要とする・・・」にした方がより理解し易いのではないかと考えます。	一般的に配慮が必要な障害者について規定しようとするものであり、原案においても誤解なく解釈できるものと考えられることから、原案のとおりといたします。
57	第19の歯および口腔の健康づくり週間について、厚労省、文科省、日本歯科医師会が 1958年から実施している6月4日から6月10日までの「歯と口の健康週間」も入れていただきたい。	条例で定める健康づくり週間ですので、実際に厚労省、文科省等が実施している週間以外の期間で、関係団体等が行事を行っている期間を定めようとするものであり、原案のとおりといたします。